

## 鯖江市家庭用防犯カメラ設置事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、住宅における防犯カメラの設置を後押しし、安全安心なまちづくりを推進するため、鯖江市家庭用防犯カメラ設置事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、鯖江市補助金等交付規則（昭和56年鯖江市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 防犯カメラ 主に犯罪の発生を抑制するため、住宅の敷地内を撮影するために撮影範囲を自己の所有する家屋、資産等必要最小限にして設置した撮影装置で、撮影した画像を記録する装置または機能を有したものをいう。ただし、被写体を自動追尾する機能を有した防犯カメラおよび録画機能付きのドアホンを除く。

(2) 画像データ 防犯カメラにより撮影された画像を保存したものをいう。

### (補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれの要件にも該当する者でなければならない。

(1) 市内に住所を有し、自ら居住するために用いる市内の住宅（事務所、店舗の機能を兼ねる家屋を含む。ただし、集合住宅および過去に補助金を受けて防犯カメラを設置した住宅を除く。）に居住する世帯主

(2) 補助を受けようとする者が住宅の所有者でない場合は、所有者の同意を得ている者

(3) 市税を滞納していない者

### (補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費（消費税を含む。以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラを設置するための次に掲げる費用とする。

(1) 防犯カメラの購入費（画像データを保存および閲覧するためのスマートフォン、タブレット等の購入に係る費用は除く。）

(2) 防犯カメラおよび防犯カメラ用ケーブルの設置工事費(既存設備の修繕、撤去および移設に要する費用は除く。)

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額)とし、20,000円を限度額とする。

2 補助金の交付を受けることのできる防犯カメラの台数は、住宅1戸(車庫、倉庫等の附属建物を含む。ただし、2世帯住宅は1戸とみなす。)につき1台を限度とする。

(設置要件)

第6条 防犯カメラを設置するときは、外部から見えやすい位置に、防犯カメラの設置を明示する表示板(以下「表示板」という。)を設置しなければならない。ただし、表示板を市指定のステッカーで代用することができる。

2 表示板は、一辺が5センチメートル以上、他の一辺が10センチメートル以上の大きさの長方形とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、規則第4条第1項の補助金等交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。ただし、第5号の書類については、申請者が所有者または所有者と同一世帯員である場合は不要とする。

- (1) 設置する防犯カメラの概要が分かる書類
- (2) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (3) 防犯カメラおよび表示板の設置場所の現況写真および見取り図
- (4) 承諾書および誓約書(様式第1号)
- (5) 防犯カメラの設置に係る住宅所有者の同意書(様式第2号)
- (6) 申請者の運転免許証、マイナンバーカードその他の確認書類の写し
- (7) 申請者名義の通帳見開きの写し
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(申請の受付)

第8条 申請の時点で当該年度の予算を超過していた場合、翌年度に申請するこ

とを妨げない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定通知を受けた者(以下「補助金交付者」という。)は、防犯カメラの設置が完了したときは、規則第12条の実績報告書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 防犯カメラの購入および設置に係る領収書の写し
- (2) 設置した防犯カメラおよび表示板の現況写真および見取り図
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(書類の整備)

第10条 補助金交付者は、補助金に係る収支を記載した帳簿を備え付けるとともに、本事業に関する書類を整理し、かつ、これらの書類を当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保存しなければならない。

(財産の管理および処分)

第11条 補助金交付者は、補助対象事業により取得した財産(以下「取得財産」という。)について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 取得財産は、設置した日から起算して5年間は撤去、移設または撮影範囲の変更をしてはならない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年5月20日から施行する。